

中間整理案に対する意見

2025年7月2日 池本誠司

第3 支払い手段の多様化にかかる消費者問題の要因を分析する視点（44頁）

（意見）支払手段多様化・キャッシュレス化と消費者問題の多発との関係

①取引の仕組み面の要因

インターネット・携帯電話・スマホの普及に伴い、匿名性の高いサイト販売業者の取引が増加し、キャッシュレス決済の拡大により匿名性の高い取引を決済まで完結することを助力していること。

②代金決済に関する法制度の要因

㊦割賦販売法が、割賦払い取引の促進と適正化の法律としてスタートし、現在も2月払い（翌月払い）を規制対象としていなかったこと

㊧資金決済法が、振込送金（為替取引）の法律としてスタートし、資金を預かって送金（決済）する取引を基本に据えているため、収納代行（収納代行）などに対する規制が不十分であったこと

などにより、規制の欠落や規制事項の濃淡が生じている。

③今後は、割賦払い（二月超後払い）の誘引力や為替取引の安全確保の視点に縛られず、「事業者と消費者との間のデジタル利用型取引に対する決済手段提供事業者は、取引の安全、悪質加盟店の是正について一定の責任を負うべきである」という視点により、「共通する事項については隙間のないルールを整備し、取引の特徴に応じて規制を追加する」という観点で検討することが必要ではないか。

（補足説明）

(1) 資金決済法の性質と課題については中間整理案に記述されている。

(2) 割賦販売法は、商品購入代金の割賦払い取引の促進法としてスタートし、悪質加盟店被害の拡大に伴い、抗弁接続による被害防止・救済（1984年改正）、加盟店調査・苦情処理等の規定（2008年改正）、イシューアとアクワイアラーの役割分担による苦情伝達・加盟店調査の規定整備（2016年改正）などが導入されてきた。

しかし、割賦払い要件が二月超後払いに変更されただけで、2月払いを規制対象にしないまま現在に至っている。

(3) そのため、**マンスリークリア払いのカード決済**に適用がないこと、2月払いを基本とする個別式の**後払い決済（BNPL）**に適用がないこと、通信料金の翌月引落しに合算して商品代金を請求する**キャリア決済**に適用が

ないことなど、共通性のある決済手段に法規制の隙間が生じているのではないか。

- (4) 二月超後払いの誘引力の強さや複雑な契約条件に着目した規制事項を一律に適用するという視点ではなく、二月払いを含めて代金後払い決済により消費者と事業者との間の取引の決済手段提供事業者の責任は基本的に共通ではないか。これにより、後払い、前払い、即時払いに共通のルールを整備することを目指す（法律の一本化か内容の共通化かは留保）。
- (5) 決済手段提供事業者の業態が多様化し、㊦消費者向け決済手段提供者と㊧加盟店向け決済手段提供者と㊨決済手段仲介業者とが役割分担する取引が広がっている。

この場合も、キャッシュレス決済手段を複数事業者が相互に連携して提供する事業を営んでいる実態を踏まえ、消費者に対する不適正取引による被害の防止・救済を確保する責任と、加盟店に対する不適正取引の調査・是正・排除の責任を、相互に連携して責任を負う制度が必要ではないか。

第4 要点整理

1(1) 既存の規制対象となっているもの（48頁）

（意見）

ア 救済レベルの相違について、例示があると良いのではないか。例えば

- ・クレジット決済において、二月払い（マンスリークリア払い）に対し基本的に規制がない。
- ・プリペイド決済について苦情適切処理義務が規定されているが、決済代行業者の位置づけの規定がない。
- ・収納代行について、外外送金型収納代行については 2025 年に規制対象として追加されたが、国内収納代行は欠けている。 など

※48 頁 19 行目）「決済事業者間の力のバランスがあり」とは、クレジット決済事業者と取引デジタルプラットフォーマーとの関係を指すのか？

そうだとすると、例示を加えてはどうか？

「力のアンバランスがあり」としてはどうか？

1(2) 既存の規制の対象となっていないもの（48頁）

（意見）

- ・キャリア決済と後払い決済（BNPL）だけが記述されているが、消費生活相談件数が最も多いマンスリークリアカード決済の規制の欠如の問題がどこに

位置付けられるのか不明である。

この点は、1の(1)(2)の柱書（48頁の冒頭）として、次のような総論的な記述を加えてはどうか。

「当初は、決済手段提供事業者が消費者に提供する一方で自らの加盟店にも決済手段を提供するという形態であったが、決済手段提供事業者の業態の多様化により、㊦消費者向け決済手段提供者と㊧加盟店向け決済手段提供者と㊨決済手段仲介業者とが役割分担する取引が広がっており、その中にも既存の法制度で規律があるが不十分なものと規律が欠けるものが混在している。

例えば、消費者向け支払手段提供事業者の中には、電気通信事業者が通信料金と合算して翌月払いを行うキャリア決済、個別式の立替払により翌月払いを請求する後払い決済（BNPL）、クレジットカード決済のうち翌月一括払いなどは規制がないか不十分である。加盟店向け決済手段提供事業者については、決済代行業者、コード決済業者などは規制がないか不十分である。」

※キャリア決済も収納代行会社も当初は消費者向けと加盟店向けの両方につながっている携帯が中心であったが、決済代行業者の介在により枠割分担が生じている点をどのように表現すべきか？

1の(1)または(2)（48頁～49頁）に、「二月払いカード決済」を加えて頂きたい

- ・二月払い（マンスリークリア払い）クレジットカード決済は、2023年度の消費生活相談件数が168,010件（BNPLを除くと123,371件か）に上り、2015年から2023年までの取引高の増加率2.30倍を大きく超える相談件数の増加4.13倍（BNPLを除くと3.03倍）であり、被害の多数性と法制度的な課題があると考えられる。
- ・クレジットカード決済について二月払いを適用除外としてきたことが、BNPL, キャリア決済などの二月払い決済が規制対象外とされてきた要因でもあると考えられる。
- ・そこで、二月払いカード決済について、トラブルの実情をさらに調査分析すること及びその防止救済に必要な法制度のあり方を検討することが必要ではないか。

<参考>クレジット決済に関する取引高の推移と消費生活相談件数の推移

クレジットカード動態調査集計結果（信用供与額）

（百万円）

2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
35,827,665	39,703,884	42,153,335	47,522,225	51,802,431	56,706,497	63,135,693	63,388,710	69,606,617	80,637,613	91,022,061
（二月初払い）		4,905,885	5,432,800	5,695,217	5,281,294	5,518,310	4,924,732	4,869,343	5,239,895	5,399,192
（二月払い）		37,247,450	42,089,425	46,107,214	51,425,203	57,617,383	58,463,978	64,737,274	75,397,718	85,622,869
日本クレジット協会「日本のクレジット統計」各年版6頁、20～21頁より抜粋										
※二月初払いと二月払いの内訳集計は2015年以降										

⇒二月初払い 2015 年から 2023 年の取引高がコロナ禍を除き約 **1.10 倍**

⇒二月払い 2015 年 37 兆余円から 2023 年 85 兆余円の取引高が約 **2.30 倍**

<販売信用に関する消費生活相談件数の推移>

（件）

（年度）	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
包括信用	18,811	19,533	19,095	20,302	21,387	21,690	21,194	18,577	19,925	18,307
個別信用	20,575	21,175	20,271	20,006	17,682	16,695	15,019	14,520	23,520	21,350
2月内払い	35,050	40,681	47,019	59,355	73,045	104,608	135,775	127,976	170,069	168,010
（仮にBNPLの相談件数（第3回国生活センター資料）を控除すると⇒）								107,674	127,199	123,371
国民生活センター「全国の消費生活相談の状況～PIO-NETより～」（2024年8月公表）										

⇒包括信用（二月初払い）は、2015 年度から 2023 年度までの相談件数が、一時 15%増から横ばい。

⇒個別信用（二月初払い）は、2015 年度から 2023 年度までの相談件数が、約 1.04 倍。

⇒2月内払いは、2015 年度から 2023 年度までの相談件数、約 **4.13 倍**。

※BNPL の相談件数（第 3 回国生活センター資料 12 頁）が2月内払いに含まれているのではないかと。そうだとすると、

2021 年度 127,976 件－20,302 件＝107,674 件

2022 年度 170,069 件－42,870 件＝127,199 件

2023 年度 168,010 件－44,639 件＝123,371 件

⇒2015 年度から 2023 年度までの相談件数、約 **3.03 倍**

➡これを前提としても、二月払いカード決済は取引高の増加 **2.30 倍**を大きく超える相談件数の増加 **3.03 倍**であり、法制度的な課題があると考えられる。

➡2008 年割賦販売法の契機となった 2005 年頃の“個品割賦購入あっせんを利用した次々販売等の悪質訪問販売被害”に対し、「悪質な勧誘販売行為を助長するような不適正与信」という社会的批判（経済産業省産業構造審議会割賦販売分科会基本問題小委員会平成 18（2006）年 6 月 7 日付「クレジット取引に係る課題と論点整理について」7 頁）が広がった。その当時の個品割賦購入あっせんに関する消費生活相談件数は年間 10 万件～14 万件に上っていた。

近年の悪質サイト業者による悪質ネット取引被害について、二月払いカード決済及び BNPL の相談件数が年間 16 万件を超える現状は悪質商法を助長する状態となっていないか、調査分析が必要ではないか。

第 4 の 2 消費者問題に対応するための方策（48 頁）

・総論的な「検討の視点」として、次のような記述があると良いのではないか

「 二月払い決済を内容とするカード決済、BNPL、キャリア決済等について、割賦販売法の適用対象とするか否かという議論の立て方ではなく、二月払い決済の適正化に必要な規制事項は何かという視点で検討する必要があるのではないか。」

「 法規制に慎重な意見として、「クレジット決済をはじめとするキャッシュレス決済は、大多数の利用者にとってはデジタル化による利便性の向上のメリットが大きく、一部の悪質商法のトラブル防止のための法規制によってその利便性を損なうことは本末転倒となる」という意見がある。

もともと、書面交付義務のように個別取引のすべてに手続負担が発生するような規制項目の導入の要否と、苦情の適切処理義務や加盟店調査義務のように適用場面を絞った規制項目の要否とは区別して検討すべきではないか。

特に、デジタル関連事業者の効率性優先に伴うトラブル発生時の不適切な対応が、SNS 等により事業者批判として広がりやすい昨今の状況に照らせば、利用者の安心・安全な取引環境の確保は事業者の持続可能な発展にとっても重要ではないか。」

第 4 の 1（2）ア キャリア決済（48 頁）

〔今後さらに議論を深める点〕に次の点も加えてはどうか

・キャリアが直接加盟店と提携する場合は、大手事業者などトラブルが少ない加盟店が中心であったが、決済代行業者が介在することで、直接管理できない加盟店のトラブルが拡大している。

このような場合、誰がどのような役割を果たすか検討が必要である。

※ 資料 1 の 49 頁、キャリア決済の〔今後さらに検討を深める点〕の 2 点目に、「・・・抗弁対抗規定が適用されれば、規約が強行規定に反するとして無効となる。」と記述しているが、抗弁対抗規定の導入の可否の議論に絞っているようにみえるので、以下のように表現を修正してはどうか。

・携帯電話・スマホは今日では生活必需のサービスとして位置付けられているが、キャリア決済で商品等代金を合算払とした場合、商品等代金の支払

いを遅滞すると、約款により通信サービスの提供を停止すると定めており、例えば破産法により認められている利用者の立場を約款の定めにより排除する状態となっている。

- ・キャリアは電気通信事業法による通信事業に対する規制があるが、後払い決済の規制は欠けている。電気通信事業法の中に規定するか、別の決済法制の中に規定するかはともかく、商品代金の支払いについて苦情が発生した場合な通信料金と商品代金分を分離して支払いができるような規律が必要ではないか。
- ・外国法制の中でも、キャリア決済の問題は議論されており、法制度化の動きもあるようであるから、今後これらも参照することが望ましい。

<参考>

韓国では、通信料金と商品代金を合算して請求する通信課金サービスには、「情報通信網利用促進及び情報保護等に関する法律」が適用され、利用者が意思に反する商品代金の課金であると申出（訂正要求）したときは、通信課金サービス提供者は利用者の申出に理由がある場合、販売代金の支払い請求を留保し、金融詐欺の被害が確認できたときは、請求のキャンセルを通知する、という規律がある（三菱UFJリサーチ&コンサルティング「キャリア決済を中心としたキャッシュレス決済の動向整理」（2021年9月28日）35～37頁）。

第1の1（2）イ 後払い決済（BNPL）（49頁）

〔概ね意見の一致を見た点〕として次の点はどうか

- ・消費生活センターに寄せられる BNPL の相談件数がここ数年で 2 倍以上の急増している（2021 年 20,302 件⇒2024 年 2 月末 48,800 件。国民生活センター第 3 回資料）ことの要因と、その対象取引の種類や違法性について調査検討が必要ではないか。

〔今後さらに検討を深める点〕に次の点を加えてはどうか

- ・BNPL 業者の中には、ID・パスワードを事前に付与して簡略な手続で決済が行えることを標榜するケースがあり、実態は、包括信用購入あっせんに該当する可能性を指摘する意見もある。
- ・BNPL 業者の中には、数か月間の定期購入による毎月の支払いについて、最初の契約により毎月の請求書を発行するケースがあり、実態は、個別信用購入あっせんに該当する可能性を指摘する意見もある。
- ・欧米では BNPL の拡大が先行して進んでおり、利用拡大に伴う弊害に対し法規制の検討も始まっているという。日本でもネット取引の決済手段とし

て参入する事業者が拡大傾向にある。

<参考>

- ・クレジット決済の手数料を基本的に消費者が負担する欧米に比べて、日本では二月払いクレジットの手数料は消費者の負担でないことから、欧米ほどの取引拡大の誘引力はないとみられるが、近年、参入する事業者が増えている（日本総研「拡大する BNPL 市場の動向と今後の展望」（2021 年 4 月 5 日）。

<https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/report/researchfocus/pdf/12531.pdf>

- ・ 二月払いカード決済の手数料を消費者が負担しない日本において、加盟店審査の簡略さにより加盟店の利用拡大を誘引力として取引を拡大すると BNPL が悪質サイト業者による被害拡大を助長する構図にならないか危惧される。こうしたトラブルの実態をさらに調査分析する必要がある。

第4 1 (3) 過剰与信 (49 頁)

- 悪質業者が与信情報の登録までの猶予期間を狙って、同一日に複数の借入れを行わせる手口について、その制度的背景を整理したので、必要に応じて中間整理で触れてはどうか。

<参考>

貸金業法 4 1 条の 3 5 第 2 項は、貸付契約により取得した情報は、「遅滞なく提供する」と定めており、監督指針「貸金業者の監督に当たっての評価項目」では「個人情報情報は取得当日中に提供することを原則とする」としながら、「それが困難な場合は、翌日の指定信用情報機関の情報提供開始時刻までに情報登録が行われるよう、各機関が定める締切り時刻までに提供すること」とされている（上記監督指針Ⅱ－2－1 4（2）留意事項）。悪質サイト業者は、この点の登録時期の遅れの実態を利用して、同一日に複数の借入れを一気に行わせることにより、支払い能力のない若年者に高額 of 借金を背負わせる被害が生じている。

今日のデジタル技術の進展と被害実態を踏まえれば、①指定信用情報機関の情報登録受付時間を夜間まで拡大すること、②貸金業者の信用情報の提供時期を「直ちに」とすること、③少なくともネット上で貸付の審査・決定・貸付を実行している貸金業者については、貸付実行（信用情報取得）に伴い即時登録を義務付けるべきではないか。

この点について、指定信用情報機関の運用の実態をデジタル技術の活用可能性に関する調査が必要である。

- 後払い決済業者、二月払購入あっせん業者の過剰与信規制

後払い決済業者及び二月払購入あっせんのみを行う事業者は過剰与信規制

の対象でなく、指定信用情報機関の信用情報の利用及び情報登録の義務もない。しかし、二月払いであっても、複数の商品を購入したり複数の決済業者を利用して次々と利用すると、過剰与信を招くおそれがある。特に、信用情報機関の利用及び登録がないということは、他のクレジット会社のクレジット債務と合わせたとき過剰与信のおそれがある。

そこで、二月払いについても、過剰与信防止義務の対象にすることを検討する必要がある。その場合、支払可能見込額調査の計算方法についても検討が必要ではないか。

- 指定信用情報機関の情報共有については、貸金業者系、クレジット会社系及び銀行系と業界単位で設置されており、延滞情報は共有されているが、延滞が生じていない債務の残高情報は情報共有されていない。オンライン上の簡便な借り入れや決済が広がっていることを踏まえるならば、残高情報の共有と総合的な過剰与信規制に向けた見直しが課題である。

ただし、クレジット債務と貸金業の債務について、貸金業規制法と割賦販売法でそれぞれの観点で過剰与信規制の判断基準が規定されており、情報共有に伴って緩和されることがないよう慎重な検討が必要である。

➡このただし書部分 3 行を付記して頂きたい。

(4) 詐欺的な原因取引 (50 頁)

⇒相談員向けアンケートにみられる意見は、二月払いクレジットカード決済に関する問題点であると思われる。

そうであれば、本意見書 3 頁の「二月払いカード決済」の項を設けた中で記述するのが適切ではないか。

(5) 詐欺的な金銭の詐取 (50 頁)

⇒どのような事案を前提とした議論か、詐欺的な原因取引のケースと違うのか、問題場面を明示して頂きたい。

第 4 2 消費者問題に対応するための方策

(1) 民事ルール (52 頁)

〔今後さらに議論を深める点〕として次の指摘はどうか。

(1)抗弁接続の対象範囲

○現行法では、二月超後払いの個別信用購入あっせんとは包括信用購入あっせんについて抗弁接続規定があるが、これを二月払い決済（個別式・包括式）そ

の他のキャッシュレス決済に適用範囲を広げる余地があるか検討が必要である。

- 個別式の後払い決済（BNPL）については、直接加盟店との提携が基本であること、商品購入契約の都度審査が可能であること等の仕組みと、悪質商法が現に利用しているトラブルが多発している実態を踏まえ、適用対象に加える可能性について検討が必要ではないか。
- ただし、二月払い決済の場合、問題が顕在化する前に支払期日が到来して自動引落としが行われてしまうケースが多いと思われるため、未払金に関する抗弁接続規定と並行して、過失責任構成による既払金返還義務等の検討も必要ではないか。

(2) 苦情適切処理義務と加盟店調査義務を前提とした過失責任構成の検討

- 前払い、即時払い、資金移動、収納代行業等の各種キャッシュレス決済に共通の規律として、過失責任構成による被害救済制度も検討が必要ではないか。
- その場合、キャッシュレス決済の多くは比較的少額であることから、消費生活センターで活用できる立証負担の少ない具体的なルールを検討することが必要であろう。

2（2）行政規制 ア 規律のかかる主体（52 頁）

決済代行業者と収納代行業者だけでなく、その他のキャッシュレス決済の主体も触れる必要があるのではないか。

例えば、コード決済業者、取引デジタルプラットフォーム事業者なども、決済手段提供事業者として関与している者であることを位置付けておくことが必要だと思われる。

（イ 規律の手法（53 頁）の〔概ね意見の一致を見た点〕にそのような記述があるが、関与主体に関する議論にも触れたうえで、規律の手法の議論に進むのではないかとと思われる。）

2（2）イ 規律の手法（加盟店管理）（53 頁）

- 見出しに「加盟店管理」とだけ表示してある点は、「苦情処理・加盟店調査」と記載してはどうか。

決済手段提供事業者が単一主体で提供している場合は、加盟店調査・措置と苦情適切処理は不可分一体であったので、どちらか一方だけを記載しても良かったが、決済代行業者が登場し役割分担が広がってからは、両者を併記しておかないと責任主体の捉え方が不正確になるおそれがあるため。

〔今後さらに議論を深める点〕について、次のような点の記述を加えてはどうか。

- 割賦販売法 2016 年改正により導入された苦情適切処理義務と加盟店調査義務は、決済手段関与事業者が連携して不適切な取引を防止・解決する仕組みである。

すなわち、消費者向け支払手段提供事業者（カード発行会社等）が消費者からの苦情を受け付け、その内容を分析したうえで、加盟店向け支払手段提供事業者（アクワイアラー等）に伝達し、アクワイアラー・決済代行業者等が取引実態について加盟店を調査して必要な是正を行い、その結果をイシューア側に報告し、イシューアが消費者に説明して必要な対応を行うことまでが苦情適切処理義務の内容であると考えられる。

- 後払い、前払い、即時払い等の各種キャッシュレス決済における苦情適切処理義務と加盟店調査義務を検討するにおいても、こうした観点で検討することが必要ではないか。

- **海外アクワイアラーを経由する無登録決済代行業者への対策**

クレジット業界の国際ブランドルールには、加盟店が所属国の法令に違反する違法行為が確認された場合、アクワイアラーに対し加盟店契約解除を要求する「GBPPルール」がある。

日本国内で海外アクワイアラー経由の無登録決済代行業者が存在する場合、経済産業省等の行政庁による実態調査を踏まえ、GBPPルールに関する要請の活用が求められる。今後、決済代行業者の登録制を導入した場合も、形骸経由の決済代行業者については同様の課題がある。

- **複数の決済手段の複合型における規制・救済のあり方**

デジタルプラットフォーム事業者が自社のクレジットカード決済の提供と他社のカード決済の取次を併用しているケース、BNPL 事業者が支払い方法としてコンビニ収納代行での支払いを消費者に利用させているケース、宅配業者の代引決済（収納代行）においてクレジット決済やプリペイド決済を選択できるケースなど、複数の決済手段の複合型がある。この場合、顧客対応の担当事業者、加盟店調査措置の担当事業者、加盟店情報共有と顧客対応の連携など、役割分担のあり方を整理する必要がある。

第 4 2（3）金融技術の活用（54 頁）

（1）ビッグデータ・AI を利用した支払能力審査の選択と合理的審査方法の認定

割賦販売法 2020 年改正により、包括信用購入あっせんについては、従来の

画一的な支払可能見込額調査（年収－クレジット債務年額－生活維持費年額）に対し、ビッグデータや AI を利用した各事業者独自のきめ細かな与信審査手法を認めることを、フィンテック事業者の要請により導入された（利用者支払可能見込額調査：割販法 30 条の 5 の 5）。ただし、導入する事業者の独自の与信審査が不合理なものでないように行政庁の認定制（割販法 30 条の 5 の 4）が設けられ、かつ指定信用情報機関の信用情報利用義務及び残高情報・延滞情報の登録義務（割販法 35 条の 3 の 56）は維持された。

金融技術の活用が、各事業者の独自の裁量判断を尊重することの一方で、独自判断が加盟店の拡大や取引高の拡大の営業方針一辺倒にならないよう、行政庁によるチェックなど合理的なルールの設定が重要である。

第 4 2（4） 事業者・事業者団体の対応（54 頁）

- (1) 業界団体の自主規制規則や個別事業者の自主規制規則がどのような内容を定めているかを調査するに当たっては、当該業界団体加盟の事業者または自主規制規則を策定している事業者が、消費者トラブル防止の実効性を確保できているか否か運用面の実情についても調査することが必要である。
- (2) 例えば、BNPL の業界団体の自主規制規則は、日本クレジット協会の個別信用購入あっせんに係る自主規制規則の内容に準拠しているように見えるが、業務の実態においては、自主規制規則を遵守していないとの指摘がある。
- (3) 他方で、決済代行業者の業務に関して消費者トラブルの防止・救済に配慮していると思われる事業者が、どのような自主ルールを策定し運用しているのかを調査することも有益である。こうしたヒアリング対象事業者の選定に当たっては、国民生活センターの協力が望まれる。

第 4 3（1） 決済に関する情報（56 頁）

- (1) **決済に関する情報**は、商品・役務の購入履歴や債務状況を示すものであり、当該消費者の生活状況や興味・嗜好に関するプライバシー情報そのものである。消費者の中には、本人の関心に応じて広告・情報が提供されることに利便性を感じる者と、個人のプライバシーが事業者間で広範に流通し利用されていることに抵抗感を感じる者がある。
- (2) したがって、**自己情報コントロール権の尊重**という考え方に則り、クッキー情報の第三者提供の同意についてデフォルト設定により自覚のない同意を取得する方法の規制など、オンライン画面のインタフェースにおける不適切な同意取得の規制を検討する必要がある。

第 4 3 (1) 支払事業者と消費者との契約関係 (56～57 頁)

以下の 2 点の論点があると考えます。

(1)消費者に対するクレジット手数料の徴収の有無と不適正与信防止の責任

日本では、マンスリークリアのカード決済について、カード発行会社が消費者に対しクレジット手数料を請求していない一方で、加盟店契約会社または決済代行業者はカード加盟店に対して加盟店手数料を請求し、その加盟店手数料の中からカード発行会社側に手数料の一部を配分するという取り扱いをしている。

この取扱いは、日本のクレジット決済が割賦払い方式からスタートしたことや、カード発行数の拡大競争とシェア争いが影響していると思われるが、最近ではポイント付与割合のアップによりリボ払い方式への変更を強力に宣伝している実情もある。

つまり、消費者から手数料を徴収するか否かは、ビジネスモデルの設定方法の選択の問題であり、消費者からクレジット手数料を徴収していないとしても、クレジット会社がクレジットシステムの提供により経済的利益を享受している以上、消費者に対し不適正与信の防止や苦情適切処理の責任を負うものと考えるべきである。

(2)加盟店契約会社・決済代行業者の消費者に対する責任

消費者に対する支払手段提供事業者（カード発行会社等）は、消費者に対し不適正与信の防止や苦情適切処理について契約上の責任として位置付けることができるが、加盟店契約会社・決済代行業者は消費者との間に**直接の契約関係が明確でない**ため、消費者に対し悪質加盟店排除の調査措置の契約責任を負うのかという問題がある。

国際ブランド系列のアクワイアラー（加盟店契約会社）は消費者に対し非頭名を徹底しているのに対し、決済代行業者の場合は、販売業者のサイトにおいて支払い手段を選択したとき決済代行業者のサイトに遷移して必要な情報を入力するケースがあり、その場合は契約責任として位置付けることができる可能性もある。

他方で、消費者に向けた支払手段提供事業者（カード発行会社等）が消費者に対し不適正取引防止・苦情適切処理の責任を負うことを前提に、加盟店に向けた支払手段提供事業者（加盟店契約会社や決済代行業者）は消費者に向けた支払手段提供事業者の履行補助者として捉え、決済代行業者等の加盟店調査の不履行はカード発行会社の債務不履行責任として捉えるという考え方も可能

である。

こうした契約責任の捉え方の検討は、行政規制違反による民事責任を検討するうえで重要である。